

ボランティア みちの会会則

第1条（総則）

この規程は、会運営の基本的な事項について定める。

- ② この会則は、総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。
但し、細則についてはこの限りにあらず、幹事会で改正することができる。

第2条（会の名称）

この会の名称は、「ボランティア みちの会」と称する。

第3条（会の目的・推進方針）

当会は、ボランティア活動を通じて、お互いに支えあい、助け合うことにより、誰もが生き生きとして、こころ豊かで住みやすい地域社会づくり、環境保全の推進、その他の各種社会貢献活動を行うことを目的とする。

- ② 前項のボランティア活動の推進に当たっては、対等の立場と無償の奉仕を基本として、「できる人が、できるときに、できることを」をモットーに、会員の自主性・主体性を最大限に尊重する。
- ③ 当会は、次のような会の姿を目指して運営する。
1. 会の一員であることが、快い「ボランティア みちの会」を目指す。
 2. 新たな出会いを探求し、感動と感謝を分かち合えるように、常に共通の目的を求めてボランティア活動に取り組む。
 3. 総てのメンバーとの密な意思疎通を常に心がける。
 4. メンバーひとり一人を大切にし、役割分担は全員が納得の上決定する。
 5. 社会に働きかける力をつけるために努力する。

第4条（会員）

前条の会の目的・推進方針に賛同し、会が企画する諸活動に参加を希望する者で、会が承認した場合は、適宜入会できるものとする。

【細則】新入会者については、総会もしくは月例会への出席、紹介をもって会の承認とみなす。

- ② 入会を希望する者は、別に定める「入会申込書」を提出しなければならない。

【細則】「入会申込書」は別紙の通りとする。

- ③ 退会は本人の意思を尊重することを第一義とする。
但し、会費の長期に亘る未納その他の事由により、会員として相応しくないと幹事会が判断した場合は、退会勧奨もしくは除名することがある。

第5条（会の活動等）

当会の活動は、次の事項とし、原則として年次計画および月度計画等により事前に会員に周知して実施する。

1. ボランティア活動
 2. ボランティア関連の各種研修会、施設見学会等への参画もしくは自主開催
 3. 総会、幹事会および月例会の開催
 4. 会員相互の親睦を目的とした行事
 5. 機関紙等の発行
 6. 関連団体・機関等が主催する行事等への参画
 7. その他必要と認められる活動
- ② 会員が個人で行なう前項以外の諸活動は、これを妨げない。
但し、会員が個人活動で得たノウハウなどは、可能な範囲で会または会員に随意に紹介・開示して、会の発展に資する。

第6条（役員）

この会に次の役員を置き、総会で互選する。

代表 1名 顧問 若干名 副代表 若干名
幹事（総務、会計、会報、の各担当） 若干名

- ② 役員任期は1年間とし、再任は妨げない。
- ③ 代表は会を統括し、副代表は代表に事故ある場合会務を代行する。
- ④ 幹事は会務を分担して処理する。

第7条（会議）

総会は、毎年4月に開催し、年次計画、決算および予算、その他会の運営に関する重要事項を審議し、出席者の過半数をもって議決する。必要に応じて臨時総会を開催することが出来る。

【細則】年次総会は、原則として4月度月例会開催日に開催する。

- ② 幹事会は、総会もしくは臨時総会開催に備えて開催するほか、会の運営に関する重要案件について開催の必要が生じた場合に代表が招集する。
- ③ 月例会は毎月原則として第四土曜日に開催し、当月活動実績および翌月活動計画、その他の周知事項を開示、周知、調整する。

【細則】 i. 月例会会場および開催時刻については、大分県社会福祉会館を会場として9時30分から2時間程度を目処として開催する。
ii. 月例会の司会進行は副代表が行なう。

第8条（会計、会費等）

当会の会計は、会費、助成金、寄付金、その他をもって運用する。

- ② 会費等の出納処理は、会計幹事が適宜代表の承認を得て行なうものとし、決算報告については代表の承認をもって監査に替えるものとする。
- ③ 会員の会費は年間1,000円とし、下期の中途入会者については、適宜減額する。但し、年度途中で退会する場合、会費等は返却しない。

【細則】 i. 会費の納入期日は、毎年度の期首（6月末まで）とする。
ii. 中途加入者の会費 10～12月入会者； 500円 1～3月入会者； 0円

- ④ 会員は全員ボランティア保険に加入するものとし、会費とは別に掛金相当額を徴収する。

第9条（個人情報保護、機密事項の保持）

会員は、会員の個人情報ならびにボランティア活動等を通じて知り得た機密事項等を第三者その他にみだりに他言、流布してはならない。

【細則】 会員は、「会員名簿」もしくは会員の個人情報が記載された資料等（その写しを含む）を会の承認を得ずに第三者等に閲覧、配布してはならない。

- ② 関係諸団体等が主催する活動参加に際して関係先から要請される会員の個人情報は、必要最少限の範囲で会の判断で提供する。

第10条（運営年度）

当会の運営年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

[付則]

1. 会則制定 平成12年(2000年)9月9日
2. 会則改正 平成13年(2001年)4月1日 期中途入会者の会費改正
3. 同 平成18年(2006年)4月1日 全面改正
4. 同 平成22年(2010年)4月1日 一部改正
5. 同 平成23年(2011年)4月1日 一部改正
6. 同 平成24年(2012年)4月1日 一部改正